

家屋未使用証明書

取得者の住所	
取得者の氏名	
家屋の所在地	宝塚市
家屋番号	

上記の家屋は建築後使用されたことのないものであることを証明
します。

年 月 日

所在地

名 称 印

(免許証番号 _____)

家屋未使用証明書の提出にあたって

昭和59年5月30日付建設省住民発第36号「住宅用家屋証明に要する家屋未使用証明書について」通知に準じた様式です。

- ◎ 個人が取得した建築後使用されたことのない住宅用家屋に係る「建築後使用されたことのないこと」の確認に必要な「当該家屋の直前の所有者又は当該家屋の取得に係る取引の代理若しくは媒介をした宅地建物取引業者の証明書」として様式が定められています。

- ※ 「建築後使用されたことのない住宅用家屋」について、住宅用家屋証明を申請するにあたっては、当該家屋の直前の所有者又は当該家屋の取得に係る取引の代理若しくは媒介をした宅地建物取引業者の当該家屋が建築後使用されたことのないものである旨の証明書の添付を要することとされています。

- 宅地建物取引業者等が新築した家屋を、個人が「住宅用家屋」として取得し保存登記を受けようとする場合に、租税特別措置法第72条の2の規定の適用を受けることのできる家屋は、建築後使用されたことのない家屋である。このため、宅地建物取引業者等から家屋を譲り受けた場合は、自己が家屋を新築した場合と異なり、宅地建物取引業者又は直前の所有者の発行する当該家屋が未使用のものであることを証する書類を証明申請書に添付する必要がある。